

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の事業変更許可申請に係るヒアリング（20）
2. 日時：令和5年2月1日（水）16時30分～18時25分
3. 場所：原子力規制庁10階南会議室（TV会議により実施）
4. 出席者：
原子力規制庁
原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、伊藤主任安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所
環境技術開発センター長 他2名
安全・核セキュリティ統括本部
安全管理部 施設保安管理課 マネージャー 他2名
5. 自動文字起こし結果
別紙のとおり
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
6. その他
資料1 廃棄物管理施設の変更許可申請における面談時の質問回答表
資料2 大洗廃棄物管理事業変更許可申請対象条文（第十六条）の確認及び理由（移動モニタリング設備の削除）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁のタツモトです。
0:00:03	大洗研究所廃棄物管理事業変更許可申請書に係るヒアリングを開始します。
0:00:11	それでは江藤規制庁イトウの方からコメントをお願いします。
0:00:19	はい規制庁の伊藤です。
0:00:22	今回二つ資料を提示いただいておりますけれども、まずその資料の1の方からですね、確認させてください。
0:00:31	資料1の21ページで7点、確認事項と回答というふうに示していただいておりますけれども、
0:00:42	特にこの七つ目ですね。
0:00:45	松岡において、その移動モニタリ設備は、H T T Rいなくて管理施設にあるのはなぜかと。
0:00:52	いうところについて、管理施設の方許可の申請が早かったため、その後、
0:00:58	T T Rでは移動インテンシティをしないと整理したためであるというふうにあるんですが、そのH D Rの方で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:10	固定のみで対応できるというふうに設定した根拠というのを説明をいただきたいのですがいかがでしょうか。
0:01:25	はい。斉木蓬菜前原子力今井です。
0:01:31	今ご質問ありました資料1、
0:01:34	の21ページ、新名夏目でございますね。
0:01:39	T T Rでは移動モデル設備を要しないとしていた経緯、その根拠ということでございましたでしょうか。
0:01:51	ちょっともう一度確認させていただいてよろしいですか。
0:01:54	はい規制庁の伊藤です。
0:01:56	経緯も知りたいところではあるのですが、
0:02:01	どういう理屈でもって不要という、固定だけで
0:02:07	対応できるんだっていう整理に落ち着いたのかを確認させてください。
0:02:26	はい。原子力イマイです。
0:02:29	とても似た、まず、H T T Rでございますが、
0:02:34	これは固定モニタリング設備が
0:02:39	大洗研究所の周辺ございましてそのモニタリング設備におきまして、必要な測定、具体的には放射線量は生物の濃度、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:51	これを監視測定できると。
0:02:54	こんな判断があったからでございます。
0:03:04	規制庁の伊藤です。
0:03:05	金融とコーン
0:03:09	その際にその根拠を説明する書類というものがどういうものが示されているのかというのは確認をされていますか。
0:03:23	原子力イマイです。申し訳ありません。ちょっとそのCAQにしているものと、手元にございませんで、ちょっと何とも今お答えできないところでございます。
0:03:38	江藤、今回方針を定めるにあたって、
0:03:42	事実としてそういう確認を行っているのかどうかというところまず教えていただけますか。
0:03:51	はい原子力をイマイです。
0:03:53	はい。まず、今回、4月の申請、当時ですね、
0:04:00	それぞれの対象設備に関する変更等につきまして、
0:04:05	特にHTRの強化す港に面談等の経緯、
0:04:12	ですとか、資料について確認いたしまして、管理施設、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:17	H T T Rとをそれぞれ並べまして、
0:04:24	結果としまして移動モニタリング設備について、管理施設としては、同じ横並びを取ることができると、そのように判断をさせていただきます。
0:04:40	規制庁の伊藤です。
0:04:42	確認行為はしていてその上で方針を、を変える、リレーを整理。
0:04:51	する、しようとしてるってということなんですかね。そうすると今回
0:04:59	16条の適合性を設定、説明できる理由を整理して提示をしてくださいという話をもととしてあると思うんですけども、
0:05:08	資料を2の方でその理由を整理されていると思うんですが、
0:05:14	設計方針Aに当たるような文面としては生徒示されているんですけども、
0:05:21	その背景をする背景というか根拠というかですね、説明した書類っていうのは少し不足してるのではないかなというふうに考えています。
0:05:31	ちょっと後でまたご質問させていただきますけれども、
0:05:37	そういった背景がわかるような判断の背景がわかるような資料というのを整理して定義をしていただきたいというふうに考えています。
0:05:50	はい。原子力をイマイです。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:55	すいませんご出資、理解いたしました。
0:06:00	今夏今回も含めてといたしますか
0:06:04	管理施設Ⅱの許可でございましたので、
0:06:08	確かに足並みをそろえるということは
0:06:13	お話の中でご説明をさせていただいておりますが、あくまでも管理事業としての、
0:06:20	適合性かと考えておりましたので、
0:06:24	ちょっとその辺り、SPA説明としては今、積極的に
0:06:31	PCTRと比べてどうかと。
0:06:33	いうところでのご説明はちょっと積極的には書いてないのは正直でございます。
0:06:43	ちょっとそこの補足、後ですね、必要ということで、
0:06:50	ご準備それまでの、先ほど申し上げました判断とした根拠のエビデンスの資料ですとか、その辺りをご準備すると、そういったことでよろしいでしょうか。
0:07:04	規制庁の伊藤ですけれども、そのHTRし資料持ってきてくれと言って いるのではなくて、藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:13	過去、その判断に至ったその根拠でどういう説明がされていたのかという ことを踏まえて、今回の変更の妥当性というのを説明をして欲しいと いうことです。
0:07:25	規制庁カネコでちょっと補足しますね。
0:07:27	資料の 22 ページ、伊藤が言ったことの繰り返しになっちゃうかもしれ せんけど、2 ページのその理由のところの一番最後のところに例えば、
0:07:40	事故時においては固定モニタリング設備により、廃棄物管理施設周辺、 予想される放射性物質の放出経路において、放射線量及び放射性物質濃 度及び量を監視測定する。
0:07:54	って書いてあるんじゃないですか。
0:07:55	なのでよ称される放射性物質の放出経路がどういうもので、その経路に おける放射線量がどの程度なのか、濃度がどの程度なのか。
0:08:09	量がどの程度なのか、監視、
0:08:13	するというのはどういうことなのか、測定するってのはどういうことな のか、そういったことを踏まえて、多分 H T T R と同じような扱いにで きるんだろうという判断がされたはずなんです。なので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:25	繰り返しますけど、どういう放出経路、どうかを考えて判断したのかというのをご説明いただくことになるかと思います。
0:08:36	はい。原子力今井です。はい。理解いたしました。
0:08:46	はい衛藤規制庁のイトウですけども、ちょっと今資料、
0:08:49	2の方の話になりましたので、少し認識の相違がないかを確認をしたいんですけどもよろしいでしょうか。
0:08:57	資料2の中で、特に2ページですかね。
0:09:03	設計編、右からの二つ目の列のところで設計変更の有無というところになしというふうに、
0:09:10	記載をされていて、
0:09:12	その右側のところでもその設計変更の有無設計変更はないというふうに、提示いただいているんですけども、
0:09:22	こちらの理解としましては、移動モニタリングカー。
0:09:27	モニタリング設備、
0:09:28	も含めて既許可の設計であったというふうに理解をしまして、
0:09:36	それに対して

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:39	固定と移動ある中で移動の方を削除するというのは設計の変更なんだろうというふうに考えているんですが、
0:09:48	その認識っていうのは相違ないですかね。
0:09:54	はい原子力をイマイです。はい。ご指摘の通り移動モニタリング設備、これは固定モニタリング設備に加えてということで真木京香でございますので、
0:10:06	その移動モニタリング設備を削除ということそのものは、変更だと、そのように理解しております。
0:10:15	はい。であるとするならばこの2ページの右から2列目の設計変更の有無っていうのはありというふうにするのが正しいということでしょうか。
0:10:27	原子力をイマイです。
0:10:28	そうですね。設計変更として、モニタリングセツツモニタリングを削除するということを変設計変更であると。
0:10:39	はい。そのようにせて理解いたしました。
0:10:43	ちょっとこの資料作った考え方としましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:48	モニタリングセンターモニタリングカーがなくても固定モニタリング設備にて担うことができるので、結果として、基準規則要求を満足するであろうと、いうように事業者として考えたものですから、なしというふうにさせて、
0:11:05	そのようにしたものでございますが、
0:11:08	今ご指摘ありました趣旨を踏まえますと、
0:11:12	削除していると、いうことをから、すでに設計変更であると。
0:11:18	はい。その指示理解いたしました。
0:11:22	規制庁の衛藤です。ちょっとさっき言いました笹イマイさんこれ設計変更の有無っていうところはこれ基準を満たしているかどうかっていうところがあるんじゃないかと、
0:11:32	この図、
0:11:34	こういうことなんでね、我々としても、HTTRの例もあるので、固定モニタリング、医療モニタリング設備がなくても、基準は満足するんだろうなっていうのはそこはあんまり論点にはなってないんですけど、これ設計変更。
0:11:50	なので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:51	そこは委員を多分同様の処理資料を作るはずなのでね、そんな時はこの設計変更のありなしを単純にここにまず書いてもらって、
0:12:01	満たすかどうかはその理由のところに書いてもらえばいいんですけど、 そういう、
0:12:06	認識でいいですよ。
0:12:12	はい。原子力イマイです。はい。その趣旨。で設計変更ありというようにすべきでございました。
0:12:22	はい了解で斎藤さんどうぞ。
0:12:26	あ、はい。江藤。ではですね今言っていた紙の通り、
0:12:31	その右側その理由のところもだと思いますが、適正に修正したもので、
0:12:38	再度提示をいただければと思います。
0:12:43	はい、日比原子力イマイ承知しました。
0:12:47	今井さんこれ、このヒアリング終わるまでに、間に、ここどういう内容にしようとするかっていうその、
0:12:54	変更の方針だけでも聞かせてもらいたいんですけども、今すぐでなくてもいいんですけど、ヒアリングの最後の方にね、図なので、別の人に変更の方針の内容をちょっと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:06	考えといてもらって、最後に発表してもらうことができますか。
0:13:14	はい。発見者行為は承知しました。
0:13:17	はい。お願いします。
0:13:21	はい。
0:13:25	窪さん、すみません
0:13:28	確認してる今の変更の理由のところも含めて、今仰ってました。
0:13:34	変更の理由の話ん特に変更の理由のはなCをお願いしたつもりです。
0:13:41	ということですね。わかりました。
0:13:43	はい。それではですねちょっと次の話題とも関係するんですけども、
0:13:50	今の申請書の中で、当初申請の中で、変更の理由というのを、申請事項の一つとして、記載事項の一つとして書かれているんですけども、
0:14:01	その中で、移動モニタリング設備については、今の話を共通認識になったようにす、設計変更であると。
0:14:10	ということですので、設計時、ごめんなさいちょっと誤解を与えたかもしれないです。今今井さんに、ヒアリングの最後に、
0:14:21	変更の方針だけ教えてって言ったのはですね、資料の資料2の、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:27	2 ページの、その理由のところですか。なので、その申請書の変更の理由の話じゃないので、ちょっと誤解を与えましたね。お願いしたのは、資料 2 の 2 ページの
0:14:38	理由のところですか。
0:14:42	あ、わかりましたすみません失礼いたしました。
0:14:46	はい。
0:14:47	ではすみませんもう 1 点だけです。資料 2 の関係で言いますと、
0:14:54	確認させていただきたいのは、
0:14:58	既許可の中で固定モニタリング等を移動モニタリング。
0:15:03	ええと、それぞれ、どういう役割を
0:15:08	担うように整理をつけていたのか。
0:15:13	何を期待していたのかっていうのをちょっと教えていただき、確認させていただけますでしょうか。
0:15:26	一つは独立だから他の設備には影響ないんですということは説明されると思うんですけども、
0:15:59	原子力をイマイです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:02	キキョカーにおけます、移動モニタリング下でございますが、記載あります通り、固定モニタリング設備に加えて、
0:16:12	移動モニタリング設備と、
0:16:15	いうことで書いてございまして、
0:16:18	固定モニタリングそれから移動モニタリングそれぞれどのような役割かというのは区別して書いてございませんでした。
0:16:28	記載の上ではそうなんだと思うんですけども、使い分けっていうのは考えてなかったのかということなんですが、
0:16:51	ちょっとだけお時間いただきますようお願いいたします。
0:17:55	原子力イマイです。お待たせいたしました。
0:17:58	移動モニタリング設備でございますが、事故時に、風下を2、配置いたしまして補足的に測定すると。
0:18:09	というような役割でございました。
0:18:23	では何かその固定が使えないときに使うとかではなくて同時に使うことを想定していたということですか。
0:18:33	元執行イマイですはい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:40	でその補足、あくまで補足なので補足はなくてもいいという扱いで整理をしようとしているという趣旨ですか。
0:18:48	原子力イマイです。はい。その通りでございます。
0:18:55	ありがとうございます。
0:18:58	規制庁金子です。
0:19:01	明日、
0:19:02	明日から整理していただく資料に入ってくるのかもしれませんが、
0:19:06	には移動モニタリングについては風下に設置して補足的に使うつもりでしたということ。
0:19:14	打越ね。
0:19:16	ということでしたけど、
0:19:17	今は、補足的に使う必要がなくなったということなのかそれとも、その代わりがもう固定モニタリング設備で十分
0:19:30	機能するからとか、補足的に使わなくなった理由ってのは何かあるんでしょうか。
0:20:02	少しだけお待ちください。
0:20:31	あ、すみません各本部おつかれさ、すみません

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:34	従前こういったやりとりのところは各本部から画面共有で、どのようなやりとりさせていただいたか、お示しさせていただいてたかなと思うんですが、今、画面共有で、
0:20:45	お示ししてもよろしいでしょうか。
0:20:49	今のお尋ねは指摘事項の共有の話をされてますか。
0:20:56	失礼しました
0:20:58	本庁からのご示唆、ご質問ですがコメント、あとはそれに関して、機構側の方でこのように対応しますとかこのようなことですのでいうふうな、
0:21:09	ことは、
0:21:10	従前ですと、画面共有で、
0:21:13	メモを、をこう表示しながらやりとりさせていただいたものかなと思うのですが、それをまた再度、
0:21:21	ちょっと本日まだお示ししたかと思うんですがこれを、
0:21:24	今日この場でもお示しするのは、いかがでしょうかという、
0:21:30	ご提案でした。はい。それはですね、通常、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:35	最低でも一番最後には指摘事項の確認ということで、共通認識になるかどうかという確認をしております。ただ、ヒアリングの最中でですね、リアルタイムに共有するという、
0:21:50	ことは、やってもやらなくてもいいかなと思いますので、各本部として、その方が運営効率的だとか安いところっていうのであればリアルタイムに共有してもらっても構いませんし、
0:22:03	最後にということであればそれでも構いません。それはやり方おまかせします。
0:22:11	承知しましたでは最後に確認させていただくということをお願いしたいのですが、いかがでしょうか。
0:22:19	はい。それでは、結構です。
0:22:23	はい、ありがとうございます。
0:22:28	原子力イマイです。
0:22:30	お待たせいたしました。先ほど、つきましてのご質問
0:22:35	の回答でございますが、
0:22:37	モニタリングカーにつきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:40	いわゆる原災法の設備としての取り扱いとして所としての管理をするという運用を考えてございます。
0:22:51	今評価においては、なくすしかし、現に事故が起こればですね、原災法の取り扱いとして使っていくということになるかと考えております。
0:23:06	今評価におきましては管理施設では、5m S v 超えない事故時においてですね、周辺公衆被ばくはごみを超えないというような評価でございまして、
0:23:18	原子力災害を想定するモニタリングカーというのは、必要しないというような結論になるかと考えております。このような観点からも、
0:23:31	モニタリングカーについては、設計変更ができるというように考えてるものでございます。
0:23:40	はい、わかりました説明明日の説明の中にもその辺を加えていただきますね、原災法だから、AL以降の対応になるとかそういうことになるんですかね。明日の説明でお伺いできればと思います。
0:24:02	成立のイトウですけれども、
0:24:05	明日の説明というのはあれですよ。資料を取りまとめたものを、明日に、明日には提示を、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:15	速やかにしてくださいという意図ですね。はい。
0:24:18	そうです。説明資料の中で、に書いといてくださって意味です失礼しました。
0:24:27	はい、承知しました。
0:24:30	はい。
0:24:31	今日幾つか確認させていただいているんですけども、
0:24:37	本件ちょっと佳境に入っていることもありまして、整理いただいた資料は、速やかに提示をいただきたいと。
0:24:45	等で明日と言っても明日中遅くなってしまってこちらも
0:24:50	影響出ますので、午前中とかですね、速やかにいただきたいというのが趣旨でございます。
0:25:00	はい。原子力イマイですはい。可及的速やかに、
0:25:05	この資料については5手数料いたします。
0:25:09	はい。それからですねちょっとモニタリングの間、
0:25:15	モニタリングの関係、小山殿下
0:25:20	関係でちょっと経緯的な話を分かれば確認をしたいんですけども、
0:25:28	規制庁の中でですね、確認をしている中で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:35	そこは大洗管理、大洗研究所ですかね、の中で
0:25:41	ここで、審査の過程その固定モニタリング設備の数がある方については、足りないので、追加、整備する必要があるとかそういった議論があったような話ってありますでしょうか。
0:25:56	原子力イマイです。そのようなお話はありません。
0:26:02	それと管理施設、
0:26:05	のみならず他のオール施設も含めてということですかね。
0:26:14	原子力機構の喜多村でございます。はい、えっとですね管理施設に関しましてはモニタリングポストのですね、
0:26:22	数についての議論はありませんでした。ただHTTR等々のところではそのモニタリングポストの数というところについての確認があったと記憶しております。
0:26:38	規制庁の伊藤ですけれども、ちょっとそのあたりの経緯についても簡潔にまとめたものを明日提示いただいてもよろしいでしょうか。わかる範囲で今説明いただくということでも結構です。承知いたしました。原子力機構の北野ですけど承知いたしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:54	多分ですねそこら辺につきましては、H T T Rの説明資料の中にあつた と思いますので、それをちょっと見繕つて、添付して説明資料の一部と することにいたします。
0:27:08	規制庁兼子です。ちょっと今イトウのリクエスト、補足というか、させ て欲しいんですけど、
0:27:16	我々も確かに正確な情報を聞けるわけじゃないのでちょっと曖昧な表 現なっちゃうんですが、過去のある段階において、固定モニタリングの 数が足りなかつたので、一時的に移動モニタリング設備により、
0:27:33	その不足しているモニタリング、固定モニタリングを、設備を保管した 時代があつて、その後、その足りなかつた固定モニタリング設備が完成 したので、
0:27:45	その一時的に使つていた移動モニタリングが約5名になりましたとか、 そういう話かもしれないので、ちょっとそういう
0:27:57	話かもしれないってことだけちょっとH T T Rの資料を探すときにです ね、気をつけていただければと思います。
0:28:06	原子力機構の喜多村でございます。はい、承知いたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:09	えーとですね廃棄物管理事業の件でいきますと、旧基準の時にはですね、おっしゃる通りといたしますかそういった状況であったことは事実でございます。具体的にどういうことかといいますと、
0:28:22	一部のモニタリング設備の率、
0:28:25	タイピングポストにつきましては予備電源がなかったということで、そういったところには盛モニタリングパワーを持っていくというようなことありましたけれども、
0:28:35	新規制基準対応でそういったところがなくなったかと思いますので、その意味でもモニタリングカーの必要がなくなったというのが、旧基準と新基準の間での違いかと思います。
0:28:47	ちょっとそこら辺も確認いたしまして資料で説明できるようにちょっと準備いたします。以上です。わかりました。よろしく申し上げます。
0:29:03	はい規制庁の伊藤です。
0:29:06	そうしましたら、
0:29:11	今回ですね
0:29:16	ちょっとさっき途中で言いかけたんですけども、
0:29:19	設計変更 16 条の関係設計変更に当たるということですので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:24	この変更ルール、
0:29:26	ですね当初申請に書かれている変更理由のところも、
0:29:30	適正にちょっと書き換えていただくし、補正をしていただく必要があるのかなというふうに考えています。
0:29:40	この辺りの必要性についてはまずご認識いかがでしょうか。
0:29:47	はい。原子力をイマイです。はい。ちょっと、申し訳ありませんちょっと今
0:29:53	鏡伊井の変更の理由の、ちょっと具体的な記載ぶりをちょっと記憶にないのですが、
0:30:03	確か丹に移動モニタリング設備の削除とのみしか書いていなかったかと思いますがその理由を書くという、そのような
0:30:14	ご趣旨でございますでしょうか。はい今の現状の変更理由を読み上げますと、
0:30:21	移動モニタリング設備については、原子力災害原子力防災資機材の一部として自主的に配慮していることから、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:29	廃棄物管理施設の法制管理室から除外をするというふうになっていて、次配備なんだというところで、まず先ほどの話とそうはあると思うんですね。
0:30:44	設計の一部であるものを、こういう理由でもって除外をするということだと思うので、ここはまず
0:30:55	やろうとしていること書かれてることが違うのかなという認識です。
0:31:04	はい。現職イマイですはい。ありがとうございます。
0:31:12	はい。所。
0:31:22	ここへと書き改めるとしたらどういう形に、書き改める方、病院がありますでしょうか。
0:31:42	原子力機構の北野でございますが、
0:31:44	よろしいでしょうか。はい。ちょっとございます。よろしいでしょうか。
0:31:50	ちょっとねどういった文言になるかというのがございますけれども意味合いとしてはですね、設計上用いるということにしておったんですが不要という評価結果がやられたので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:01	自主配備に変えることとし、許可からは削除すると、そういうような趣旨の変更理由としたいと考えておりますがいかがでしょうか。
0:32:11	規制庁の伊藤ですけれども、
0:32:15	こういう様相は必要なかなと思っているところを、一連申し上げるとですね。
0:32:22	添付書類の中でも 16 条の適合方針というのは示されていると思うんですけれども、
0:32:30	この中ではですね、事故時においては、
0:32:35	発電用原子炉の事故時の放射線計測に関する審査指針であるとか、これを参考にしてして、
0:32:44	固定モニタリング設備によってその監視測定をできる。
0:32:48	ことから、
0:32:50	削除するとかですね。
0:32:52	要は多分説明をされたいことっていうのは子家モニタリングで十分に能力があるんだと。
0:32:59	そういうことだと思うので、こういった C を組めるような変更理由になるのではないかなと思いますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:33:09	原子力機構の喜多村でございますが、そういたしますと今、伊藤さんからありましたの私が申し上げた2点目のところを、ちょっと強調するといいですかそこを主として、
0:33:20	変更理由とするということになるかと思imasので、そのようなちょっと文言になるようにちょっと検討いたします。早急に検討いたします。
0:33:29	はいよろしく願いいたします。
0:33:35	それから等を変更理由でまた違う項目になるんですけれども、
0:33:44	はい。外部事象竜巻の関係ですね。
0:33:48	変更理由の3ポツのところ、
0:33:51	外部からの衝撃により安全機能喪失際には人員が駆けつけて、代替設備機器を用いて機能を維持すると。
0:33:59	ただし代替設備機器を用いて機能を維持することができない設備機器は、安全機能を損なうことのない設計とすることを明確にする。なお、
0:34:08	遮へい等、または追加及びとじ込み追機能を有する。
0:34:13	設備並びに遠隔操作による消火を行うガス消火設備については大体設備機器を用いて、速やかな機能維持ができないことから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:23	公衆被ばくのリスクをかんがみ、安全性を損なう恐れ事ない設計することを明確にするというふうにされていまして、
0:34:33	当初この申請を出された時の本文添付を踏まえて設計方針としてはこういう変更理由なのかなというふうに、
0:34:42	思うんですけども、その後の審査会合で説明をされて補正を出されているように、本文のところは変わらなくて、
0:34:52	設計方針を竜巻の部分だけ、文、竜巻に対する龍間対策をもって、
0:35:00	F1 竜巻についても対応可能であるということを整理をされたというふうに理解してまして、
0:35:07	そういうことからする等、この3ポツの変更理由っていうのも、やっていることと少しやっていることを、
0:35:16	あとはそう多い変更をするとした理由っていうのを適正に表してないんじゃないかなと。
0:35:30	あとはその要素としては、
0:35:35	F2、
0:35:37	竜巻に対する設計方針でもってなぜF1 竜巻に対してカバーできるというか、対応できる。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:46	と考えたのかっていう理由も1点例えば、風速が下回るからとかですね、何かしらこういう考えでもって
0:35:58	対応できるから、
0:35:59	という要素を含めた変更理由であるべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。
0:36:08	原子力機構の北野でございます。はい。承知いたしました。従前の許可ではですねF2竜巻で守るべき安全機能とF1竜巻で守るべき安全機能でございましたけれども、
0:36:21	今度は我々はですねF1竜巻につきましては先ほどちょっと変更理由のところにも書きましたけれども、代替設備で維持できるものにつきましてはそこからは削除、除外するというようなことでありまして、
0:36:36	早急に対応が必要なもののみF2竜巻に耐えられるようにするというような考え方でございますので、そこがわかるようにいたしましてであればですねF1竜巻の評価結果は、
0:36:49	F2竜巻に包含されますので、というようなことがわかるような変更理由という。
0:36:55	ことでまとめればよろしいでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:59	今そういう理解なんですけれども。
0:37:03	うん。はい。オーナーはそのような方向かなというふうに考えています。
0:37:10	承知いたしました。衛藤。
0:37:13	伊藤さんからありましたこういった内容ではないのかというところで、すねちょっと我々が考えている技術的なところを付け加える等といたしまして、文章として完成させるにいたします。
0:37:25	以上です。
0:37:38	今の点本庁側からございますでしょうか。
0:37:46	特にこちらからは有馬清規制庁金子です。
0:37:53	はい。規制庁伊東ですけれども。
0:37:57	他の指摘とともに、今のごめん、指摘も含めてですね、資料を整える中に含めて提示をいただきたいなというふうに考えています。
0:38:17	はい。原子力イマイです。
0:38:20	はい。
0:38:22	ご指摘ありました3ポツ変更の理由ですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:27	こちらの方を移動モニタリング、それから、竜巻の設計方針の変更の理由について、かけ改めたもので至急資料送付いたします。
0:38:42	はい。よろしくお願いいたします。
0:38:45	またちょっと違う内容になりますけれども、
0:38:52	経理的基礎について、少し確認させていただきたいと思います。
0:38:59	申請書の方ですね。
0:39:05	今回設備を一部停止をすると。
0:39:11	停止に伴っての工事が発生をすると。
0:39:14	いう趣旨の説明をされているかと思うんですけれども、
0:39:18	こうしたのを停止の工事っていうものは、今回の経理的基礎の方、説明の中で、どのように読めばいいんでしょうか。
0:40:03	原子炉小岩です。
0:40:05	すみません今ご指摘ありましたのは、具体的な添付書類 1 の
0:40:15	資金の資金に関わる記載のところでございます。変更の工事に要する資金の額についてですね、
0:40:45	原子力機構の北野でございます。
0:40:47	とですね、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:52	資金のところでは資金の額につきましてはですね変更の工事に要する資金の額ということで、追加工事、
0:41:01	イのところだけにしておりますけれども、その次ですね変更の工事に要する資金の調達計画という観点では、
0:41:08	これは使用の停止に係る工事についても同様でございますまして運営費交付金をもって充当するという点には変わりございません。
0:41:18	したがってまして特別等大掛かりな工事になるものではございませんので、ちょっとですねここにつきましては特に
0:41:29	資金の額のところについて記載しなかったというのございます。
0:41:33	こういった説明内容でよろしかったでしょうか。
0:41:40	変更の工事ではあるんですけども
0:41:46	その項目としては、
0:41:50	計上されていないということですか。含まれてもいい、どうですか。
0:41:54	機構の北村でございますけれども。はい。そのところについては、
0:42:00	大掛かりなものではございませんでしたので、国井その金額を出さずにということにしておりました。
0:42:22	これ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:23	機構の中の記載の考え方としてどういう項目、工事についてはいろいろ どういう工事については入れないっていう、
0:42:33	そう。
0:42:34	整理の考え方っていうのはあるんでしょうか。
0:42:43	原子力機構の喜多村でございますけれども、ちょっとですね機構全体と いうとちょっとまた確認が要るんですけども今回ですね、これまでの許 可に書かれている資金の額のところにつきまして、だけで申し上げます と、
0:42:58	何て言いますか大掛かりな工事で外注をしてやるべきものという意味で ここには書かれております。今回ですね停止の工事にありましては%II 類を我々自身が購入いたしまして、
0:43:13	我々自身が現場作業をしててCにまで持ってくという工事を考えており ますので、
0:43:21	そういう意味で資金の額というところを記載していなかったというよう なことになります。
0:43:28	以上でございます。
0:43:41	考え方についてはわかり、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:44	ました。
0:43:49	規制庁タツモトです。これ多分大洗廃棄物管理だけではなくてJ Aとしてどう記載するのかっていうところになってくると思うので、カクウ本部の方でも、J Aとしてどう書くのかっていうところはまたヒアリング最後の方でもいいので説明をお願いします。
0:44:09	原子力機構キタムラでございます。はい、承知いたしました案各本部と調整いたしまして、記載ぶりの方針を定めて回答いたします。
0:44:20	規制庁の伊藤ですけれども1点だけ補足をさせていただくと、
0:44:24	昨年んちょ、変更の許可がおりている処理場の方なんですけれども、
0:44:31	アスファルト固化設備の停止っていうことで、確か数十万円オーダーの工事費がかかる。
0:44:38	停止の工事について工事計画額を計上していたかなと思うので、そういった他の施設の関係も考慮に入れて検討いただければと思います。
0:44:53	はい。原子力イマイです。
0:44:55	はい承知いたしました。
0:45:08	規制庁の伊藤ですけれども続いてですね。
0:45:12	工事計画についても確認をさせていただきたいのですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:20	一つは今言っていたように金工事費用の面でも見えないというのがあったんですけども、停止の工事について設工認取るのであれば、
0:45:33	これは工事計画として必要なかどうなのかというところを、またいただけますでしょうか。
0:46:03	原子力イマイです。はい。今ございました工事計画くうと考え方でございますが、
0:46:11	先ほどの資金計画と同じでございまして外注する案件、工事と、我々がアーリ認識してます、管理施設として認識してます。工事というのは外注して、
0:46:26	行うような工事を考えてございまして、
0:46:32	使用の停止につきましては、対策で行う方針でございましたので、
0:46:37	工事計画という観点では線として表しておりませんでした。
0:46:51	規制庁の伊藤ですけれども停止の工事自体は設工認の中でやられるって いうことですね。
0:46:59	よろしゅうございますはい、その通りでございます。はい設工認とその許可の工事計画は一致をするものだと思いますので、
0:47:08	これも先ほどタツモトから発言あったように機構として他の

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:13	を施設の対応と、その内容にどうすべきかというのは整理をして、対応 いただければというふうに思います。
0:47:25	はい。原子力イマイです。はい。確認いたしまして整理いたします。
0:47:31	はい。
0:47:34	それから、
0:47:37	ですね。はい。
0:47:41	今回補正の中で新旧で、工事計画の記載についても変えられていると思 うんですけども、
0:47:49	今回の変更と関連する工事っていうのはどれなのかというのをちょっと 一つ一つ説明をいただきたいのですが。
0:47:59	可能でしょうか。
0:48:05	はい継承高イマイです。
0:48:11	新規のページ番号を言いながら説明いただけると、ちょっと確認をしや すいのでよろしく願いいたします。
0:48:19	はい。補正書を手元でございますでしょうかあと本文の 44 ページ E でございますね。
0:48:28	こちら固体集積保管 11、の河内工程の変更でございます、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:37	変更箇所は、この保管場Ⅰの内の所、遮へいスラブでございます。
0:48:44	遮へいスラブにつきましては、令和3年度に認可いただいておりますので、工事工程として令和4年度、
0:48:56	現在、
0:48:59	この工事につきましては
0:49:03	いわゆる工事の終わりというものが
0:49:07	伸びるということがわかってございまして令和5、
0:49:12	5年度末まで変更を、として線を引かせていただいたものでござい ます。
0:49:20	えっと、今回の経明日、すいませんイトウですけども今回の変更申 請。
0:49:27	と
0:49:28	関連して、この工程の変更が必要ということですか。
0:49:34	原子カイマイです。失礼しました。そうではございません。
0:49:43	うん。報告に係る変更ではございません。てるってことですね。
0:49:50	はい。
0:49:53	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:54	今回の変更に関わる編、工事計画の見直しにつきます変更につきますは本文の 45 ページからになります。
0:50:06	本文 45 ページでございますが廃液処理棟の改修でございます。
0:50:12	これは
0:50:15	いわゆる既許可工事工程につきましては、当初予定しておりました建屋、
0:50:21	すべての安全機能を守るということを想定していた改修工事、ではございますが、
0:50:31	今回、今回の変更を踏まえまして、
0:50:37	飛来物から守るとい、壁の工事。
0:50:44	を行うように見直しをいたしましたので、
0:50:47	変更をしたものでございます。
0:50:54	このようなご説明でよろしいでしょうか残り、以下、削るとしました工程につきましては、先ほど申し上げました、今申し上げました、
0:51:06	当初予定してました建屋ですべての安全機能を守るという、回収がなくなったことから、
0:51:16	工事工程としては

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:19	削ると、いうようにさせていただいたものでございます。
0:51:28	はい。ありがとうございます。
0:51:34	そうすると衛藤すいませんさっきの
0:51:37	立石の工事の関係でいうとあれは廃棄処理等の関係なので、
0:51:42	仮に何か手を加えるとしたら、
0:51:45	本の 45 ページの廃液処理棟のところ、変える必要があるのかどうか ってということになるという理解ですかね。
0:52:08	g a g e 学校イマイです。はい。塩野邸椎野浩二という観点ではまず一 つには廃止、ご指摘の通り廃棄処理棟内のセメント固化装置部分。
0:52:22	フランジ閉止をするというものがございますので、
0:52:25	その意味ではこの工事工程に線が載ります。
0:52:31	ちょっと
0:52:33	ただ、
0:52:36	液体廃棄物を移送する側でフランジを併設するものについては、
0:52:43	廃棄貯留 1 というところの施設でのフランジ閉止する作業。
0:52:49	でございますので、
0:52:52	もう一つ記載が必要になろうかと考えます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:55	また、ご承知の通り結城は1画の高温につきましては使用停止する工事がございますので、
0:53:03	そちらについても記載が必要かと考えます。
0:53:10	使用の停止に関わる工事については以上でございます。
0:53:14	規制庁の伊藤です。ありがとうございます。
0:53:17	先ほど申し上げましたが設工認、この後の設工認との関係で、何を載せるべきかどうかという視点を持って検討いただければと思います。
0:53:30	はい、原子力賠償しました。
0:53:38	規制庁伊藤ですけれども、すいません、規制庁側の工事計画のところ で、タツモトさんありますか。
0:53:46	はい。はい。江藤幸子工程のところ、江藤もう少し、
0:53:53	細かくにしますが、本部44ページの遮へいスラブ、
0:53:59	は、
0:54:00	今日の説明では申請とは関係ないというご説明でしたが、
0:54:06	申請とは関係ないものが、今回の工事工程に入っているのは、
0:54:13	なぜですか。
0:54:27	原子炉高イマイです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:34	最新工程の皆惜しいがございましたので今回の補正に
0:54:40	今回入れたというものでございます。
0:54:45	今回の変更許可申請は、竜巻対策、その他使用停止とか、いろいろな申請内容がありますけれども、その申請内容とは関係ない工事工程を変更してきているのはなぜですか。
0:55:18	原子力
0:55:20	イマイです。
0:55:22	申請する際にですね記載事項を細心適正化する箇所をから、いくつかございますので、そのうちの一つであると、そのように考えたものでございました。
0:55:45	ある。
0:55:48	届け出と申請とが、
0:55:51	規制庁タツモトですけども届け出等、申請すべきものが、
0:55:57	少し、
0:55:59	整理がなってないように、見受けられますが、今回の変更許可申請は、あくまでも変更理由にある中身。
0:56:10	のものが対象になります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:13	で、工程の変更っていうのは、適正化というレベルのものではなくて、
0:56:20	工程が変更になるのであれば届け出管届け出、R E D Y届け出をしてくださいってのが、規定上の
0:56:28	決まり事です。
0:56:30	なので、変更が生じたときには、
0:56:34	この遮へいスラブの工事工程を変更する届け出を、
0:56:39	出すべきものかと思います。
0:56:43	まずそこまでの認識はよろしいですか。
0:56:49	はい、現職ないです。はい。
0:56:53	その上で、今、変更前は 2030 年度と令和 3 年度 2 線が引かれていて、 変更後は、令和 4 年度から線が引かれてるんですけども、
0:57:07	まずこの平成 30 年度の線の工事はやられていない。
0:57:13	という理解でよろしいですか。
0:57:17	原子カイマイですはい。実施しておりません。
0:57:21	あわせて、平成 33 年度の線も、
0:57:24	やられていないんですね。
0:57:28	はい、原子カイマイですはい実施しておりません。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:32	これは、ある意味、平成 30 年度なり、平均 33 年度から令和 3 年度なり、この線が開始線が引かれる開始時点で、
0:57:43	もうできないってということが判明してるわけなんですけども、
0:57:47	その時点で、届け出をされてないのはなぜですか。
0:57:56	はい、原色をイマイです。
0:57:58	はい。
0:57:59	工事の着手に当たりましてそれが実施できないと。
0:58:05	ということがわかりました。
0:58:08	しかしながら、
0:58:11	改めて線を
0:58:14	引き直す、変更する、線が引けなかったものでございますので、
0:58:20	線を削除するということはできませんので、
0:58:24	今回、
0:58:26	千賀見直しの変更の線が引ける、
0:58:30	段階になりましたので、変更を訂正の見直しをしたというものでございます。
0:58:53	原子力機構の中での工事工程ってのはいろいろな施設、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:58	変更の届け出、
0:59:02	が出せる、出されているかと思います。その中には、工事が
0:59:08	第3四半期のすと、初めからやりますって言ったものが、第3四半期の初めになって、できないからおくらせますっていうような変更届け出もあったかと思います。そういう届け出の整理とは今回は、
0:59:24	は、整理が一致していなくて、
0:59:28	平成30年度なり33年度なり開始していって、できていないにもかかわらず、
0:59:36	新たな線が引けないという理由によって、届け出はしてなかった。
0:59:44	機構の中ではもう整合した。
0:59:46	一致した手続きができてなかったっていう理解しますけど。
0:59:50	安楽本部よろしいですかそれで。
1:00:45	あ、すみません加古本部オオツカです。基本的に計画が決まってから計画をお示しするようにしているものかと思いますが前せぜ、そのようなケースが本当にそう。
1:00:58	1人だその谷中というところをちょっと調査の上また改めて回答させていただきますいなと考え、考えます。碓井。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:18	今野。
1:01:20	規制庁タツモトです。今時点での原子力機構としての考えは、
1:01:29	聞けました。
1:01:32	A 多分それと同じような理由なんですかね次の本文の 45 ページの、 あ、すみません、三角本部末田です。申し訳ありません。お願いします。 す。保険ですけれども、基本的には計画が、
1:01:46	決まってから出すようにしているので未定の段階では出してないもの と、
1:01:51	いうふうに、現状認識してるんですが、本当にすべてそういうケースに なっているかというのはちょっと精査が必要ですので、そちらについて は改めて回答させてください。現在の認識は以上です。
1:02:15	規制庁タツモトです。はい。
1:02:17	次の本文 45 ページの廃棄処理棟の建物。
1:02:26	バー。
1:02:27	についても同じように、
1:02:32	工程が未定だったので、その 30 年度の時点では、変更届が出せません でしたという、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:02:42	理由ですか。
1:02:45	はい原子力高イマイです。はい。理由は同じでございます。
1:02:54	他のものもそうですね。30年度からすべて線を引いてたけれども、
1:03:01	ベストプラクティス煩わせずに、今の補正で削るっていうところに来て るってことですね。
1:03:10	はい。
1:03:13	了解です。
1:03:15	考え方が確認できました。
1:03:19	で、衛藤、6月の審査会合の後に、工事工程を、
1:03:29	届け出を出すのか、申請で入れるのかっていうところの、
1:03:35	説明が、
1:03:37	説明というか共通認識があまり図れていなかった。
1:03:41	と思っています。
1:03:43	工事工程については、基本、
1:03:47	工程が変更。
1:03:50	確認。
1:03:52	変更の事由が発生したときに、30日以内に変更届け出変更を出すと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:00	というのが届け出の手続きです。
1:04:03	それとは別に、
1:04:05	変更許可申請で、
1:04:08	設計方針を、
1:04:10	変えるような、例えば、データがM o o r e 固体処理と、4、
1:04:17	を使わなくするとか、そういうへ設計変更が生じたときには、
1:04:23	その工事自体がいらなくなるので、
1:04:27	申請の中で削除をする。
1:04:31	というものになります。
1:04:33	なので、今回の
1:04:35	申請であれば、
1:04:39	遮へいスラブ、
1:04:43	は、申請からは外れて、
1:04:47	それ以外のものについては、
1:04:50	工程を経し、廃液処理等については工程を見直すなり、またそれ以外については削除するなりっていう整理かと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
 発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:02	今並行して、大洗廃棄物の工事工程を変更しますという届け出が出されていますが、
1:05:10	そういう他に、
1:05:13	理由、手続き、必要な手続きを踏まえた上で、見直しを、
1:05:20	して欲しいと思っています。
1:05:26	はい原子力をイマイで詐称しました。
1:05:38	はい。はい。工事工程については以上です。
1:05:42	衛藤先ほど伊藤の方から、新旧今の補正の新旧のところで、変更理由、これは新規じゃないですかね。変更の理由、もともとの申請での変更の理由書いてくださって話ありました。
1:05:56	で、もう一つ追加で補正、今回の補正の備考欄、
1:06:02	のところで、
1:06:03	今回移動モニタリングを削除する部分が、共用設備がどうのこうのって いうところでの理由になってるかと思います。そこは共用、
1:06:15	だからどうのこうのって話ではなくて、衛藤適切な理由を備考欄に記載してください。
1:06:24	はい、はい議長米田勝しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:31	大阪方面あります。
1:06:34	そうなんですよ。はい。衛藤私からは以上ですが、伊東さん何か追加あります。
1:06:40	はい、伊藤です。
1:06:42	もう一定と確認なんですけれども、
1:06:45	外部次長 8 条外部次長の関係で、外部火災が起きたときの対応についてちょっと確認したいんですけれども、よろしいでしょうか。
1:06:55	はい。
1:06:56	これもモニタリングの関係なんですけれども、その外部火災で、
1:07:02	固定モニタリング設備が機能喪失した場合、
1:07:06	これってどういう対応をすることになってるんでしょうか。
1:07:12	申し訳ありません。今何が創出した場合というところでございますでしょうか。もう一度お願いいたします。失礼しました。衛藤。
1:07:21	固定モニタリング設備が火災によって機能喪失するような場合ですね。
1:07:52	原子力をイマイです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:54	固定モニタリング設備が機能喪失した場合には、代替設備、サーベイメータ等を用いましてそれを機能を代替するということになってございます。
1:08:14	伊藤です。
1:08:16	代替機を用いるということでこれ申請書上ですとどこで、これが読めるようになってますでしょうか。
1:08:28	今、管理施設Ⅱというのも、試験研究炉をにおきましてのそのような説明許可庁。
1:08:40	試験研究炉での
1:08:44	運用でございます。そこを管理施設として共用をいたしますので運用としては同じになります。
1:09:00	管理施設としては
1:09:04	明示的にはそれは示してないってということですか。
1:09:09	はい。原子米ですはい。
1:09:13	大枠でその8条の本文部分が8条に関連した本文記載では、
1:09:20	大枠としては機能喪失をしないようにするっていう大目標分かれていますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:26	それ、それ自体は変わらないと、詳細について
1:09:32	申請書の中では示していないってことですか。
1:09:36	はい。はい、ご趣旨、ご指摘の通りで、本文記載ではその方針をお示ししております。
1:09:45	添付書類にはですねそこまで書いてございません。
1:09:51	共用設備としての喜多地区、喜多地区、H T T R原子炉施設ですねこちらのものを共用するという記載のみでございます。
1:10:14	現状についてはわかりました。
1:10:27	規制庁タツモトです。それでは今姜の指摘と、
1:10:33	指摘等の指摘、事実確認の藤教諭お願いします。
1:10:44	はい。安価今後オオツカです。ではちょっと本日、衛藤小、
1:10:49	面談の中で確認させていただいたことですか、あとは決まりましたことをちょっと画面共有にて確認させていただきたいなと思います。
1:11:12	はい。今、本日の議論の内容を書き示したメモを共有させていただいておりますが、
1:11:20	規制庁様の
1:11:21	標準の方はいかがでしょうか。問題ありません。ありますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:11:26	あ、規制庁です。問題ありません。
1:11:30	はい、ありがとうございます。そうしますと、いかがいたしましょうあの議論中で確認させていただいたよりは機構の方でこのように該当するですとかあとは明日、明日までに出すものとかそういった、
1:11:43	お出しするものについて、各確認させていただくかそれとも一通り、
1:11:48	確認させていただいた方がよろしいでしょうか、どのようにいたしますでしょうか。
1:11:53	すべての確認をお願いします。
1:11:58	はい。承知しました。
1:12:01	はい。ではまず、一つ目なのですが、
1:12:05	まず資料1の21ページに七つ目の
1:12:11	Q Aのところに関して、
1:12:15	H T T Rの方で固定の固定モニタリング設備の方で対応できる。
1:12:20	こととした根拠は何かということでご質問いただいたものかなと思います。
1:12:25	それに関しては

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:28	お笑いの中で、お手元の設備で監視測定ができると判断したためということをお答えしまして、
1:12:35	一方で、それーを、対応できると判断した根拠とな、根拠、は、判断者という事実をお示しする書類の方を
1:12:48	お出しするものになったものかなと思いますが、お間違いないでしょうか。
1:12:53	書類として提出すると、フォロワーその旨書いといて欲しいんですね。規制庁金子です。
1:13:00	あ、失礼いたしました。土肥。はい。
1:13:11	失礼いたしました。はい。ではそのように、今、修正いたしましたので、はい。ありがとうございます。
1:13:19	続きまして、資料2の16条のところにつきまして、
1:13:30	赤、加古、大戸加古、括弧、このように判断した経緯背景について江田伴、妥当と判断した根拠が、示すわかるような情報が不足しているということですので、
1:13:44	放出経路や濃度を見て、往来の中で妥当と判断したものがわかる。
1:13:50	ものをお示しするという事になったと思いますが、こちらの方、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:13:55	ここは、解説の方で、頭出しするということで、お答えしたと思いますが、間違いないでしょう。
1:14:03	いいでしょうか。
1:14:12	規制庁金子です。指摘事項は、
1:14:18	事前に新居イトウ、
1:14:22	核に確認してますか、してなければ、今、同時に確認してるっていうことなんでしょうかちょっと、ちょっとそこをはっきり出してもらえますか。
1:14:31	同時に確認しております。
1:14:35	はい、じゃあ、お互いでいいとか悪いとかっていうですね。了解です。
1:14:44	はい。それでは次の、承知しただけではなくて、どういう行為をするの かっていうところを書いてもらえますか。
1:14:56	はい。
1:14:59	これに関しましても、
1:15:03	藤。
1:15:06	資料2、
1:15:08	資料2の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:11	資料の理由についてですか、これに関してはこういった根拠がわかる資料をお出しするものと私は理解したのですが、管理施設、そのような理解、お間違いないでしょうか。
1:15:23	はい。新居です。はい。まず、その通りでございまして、具体的には、放出経路、
1:15:32	というのは、管理施設で評価上どこ星スケールになるのかというのはわかっております。それから、モニターに来てもらい設備は全周、116ヶ所ございますので、練習にあるということです。
1:15:46	それから、原災法上の清いわゆる事故時被ばく部からの評価でございますけども、いわゆる測定できる範囲であるということがを説明する記載になろうかと考えております。
1:16:05	はい。ありがとうございます。ありがとうございます。規制庁規制庁金子です今言った回答の方針なんですけど、
1:16:14	大丈夫ですか。規制庁兼子です。今井さんの放出経路等々の話なんですけども、
1:16:24	方針としてはあれかしら事故時モニタリング指針を消されている内容をベースに、大洗管理施設の事実を横に見ながら、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:36	それぞれ満たしてますよねっていうそういうようなご回答になるのかしら。
1:16:43	やっぱり、今、先ほども言いました資料2の、こちらの回答その理由のところ、
1:16:51	についての記載はそのような方針
1:16:55	を考えておりました。
1:16:58	はい、規制庁であくまでも事故時モニタリング指針を、をベースにするという理解でいいですね。
1:17:06	あ、すみませんちょっとだけお待ちください。
1:17:42	そうですね。はい。
1:17:44	今の通りでございまして、試験度の評価これを管理施設踏襲しておりますので、そのような回答ができると考えております。
1:17:57	出演炉が発電炉を踏襲しておりますので、
1:18:01	我々管理施設か、
1:18:05	試験炉の方、こちらの方を用いるものにしておりますので、回答としては横並びになろうかと考えます。
1:18:16	はい、わかりましたよろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:21	村井さんすいません。そうしますと、画面上で、このような回答でちょっと間違い、間違いないかちょっと、今この場で確認していただくって可能ですか。
1:18:45	原子力機構キタムラです。えっとですね、ベースとした旨ってなると、ベースとしましたっていうだけの回答にならないので、ベースベースにして個別かちょっとわかりませんけれども、
1:19:00	合致しているという説明を加えた資料を提出するということだと認識しております。
1:19:09	規制庁金子です私の認識もその通りです。
1:19:15	機構の喜多村です。ではそのような今、認識したということで
1:19:22	内容で進めます。
1:19:25	はい。金子様喜多村部長ありがとうございます。では次のところに数確認に入らせていただきたいと思います。
1:19:34	資料2について移動モニターちょっとすいませんと。今後ちょっと1回の文書でモニタリングというところをちょっとMっていう、参酌短縮して、短縮した表示になってしまうがそこをちょっとご了承ください。
1:19:45	移動。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:48	モニタリングカーを含めて強化したものと、規制庁様からコメントいただきまして、移動モニター、そのために通り移動モニタリング。
1:19:58	家を削除することは設計方針になるのではということで伊藤様の方からご指摘いたコメントいただいたものもありますが、それについては確かに変更と認識し、
1:20:08	していますということで、管理室の方からお答えいただいたものかなと思います。
1:20:13	ちょっとすいませんちょっとあわせてのか、確認になってしまいますが、そうしますとナンバー2の設計変更のところはありになるのではということで、
1:20:26	合わせて御コメントいただきまして、それに関して管理室の方から拝承ということで修正するというのでお答えさせていただいたものかと思
1:20:39	いますが、
1:20:39	こちらについてはお間違いないでしょうか。
1:20:49	はい。大洗は、3、No.3No.4。その通りで認識しております。
1:20:58	はい規制庁イトウです。いいと思います。
1:21:02	はい。ありがとうございます。では続きまして5番の方、5、す。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:08	<p>すいませんちょっとこれ以降ちょっと番号が少し飛び飛びになってしま います。じゃ次5番目なんですが、</p>
1:21:16	<p>と、</p>
1:21:17	<p>ナンバー2の、ナンバーツーの理由の修正に関する方針を、この面談終 了までにお示しするというので</p>
1:21:26	<p>金子様からコメントいただいておりますがこれはここ、土佐議論の中で お示されたものかなと思いますが、お間違いないでしょうか。</p>
1:21:38	<p>こちらとしてはまだ示されていないのでこの指摘事項の後に、資料の2の その理由のところはどういうふうになるんでしょうかっていう問いかけ をしようと思ってました。</p>
1:21:49	<p>いつ、失礼、失礼いたしました。</p>
1:21:52	<p>原子力機構の喜多村でございますけれども、この資料2につきましては 理由のところはシンプルにしまして、事故対応指針に合致しているとい うことを確認したということで、</p>
1:22:03	<p>それをですね内容を子細に説明する書類をつくりまして、それを呼び出 すような形にしたいと考えておりますがいかがでしょう。</p>

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:14	で、その呼び出す資料の内容は先ほどですね、指針にどのように合致しているのかというのを説明する文言がこう並ぶとそういうイメージでございますがいかがでしょうか。
1:22:29	はい。規制庁金子です。それで構わないと思います。
1:22:34	はい、承知いたしました。
1:22:39	伊藤さんそういう方針でいいですかね。
1:22:45	はい。結構です。当間稔駄目ですけれども
1:22:50	16条の要求平常時事故時両方行ってますので、事故時だけというよりはちゃんと基準に適合するような構成にしていただければと思います。
1:23:04	原子力機構の木山でございますはい平常時につきましても漏れのないように記載できるような体裁といたします。ありがとうございます。
1:23:19	伊藤さんすいません、平常Gのものについては、
1:23:24	最初から移動モニタリング設備は入ってないんですけど、
1:23:30	はい、説明方法がないということが確認できればっていう趣旨です。そういうことでした了解ですわかりました。はい。原子炉機構の北見でございましてはい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:41	その意味では、平常時については移動モニタリング設備の使用はないので、この削除については影響はないと、そういうような書きぶりという意味でございます。
1:23:52	はい。それで結構です。
1:24:05	はい。それでは次の
1:24:10	米と、
1:24:13	規制庁さんのコメントと、あと加来衛藤回答について確認させていただきたいなと思います。
1:24:18	既許可の中で、移動モニタリング設備と、固定モニタリング設備、それぞれ担う役割何かということで、
1:24:27	伊藤様の方からご質問があったかなと思いますが、これについては
1:24:32	事故時のモニタリング設備に関しては、事故時に、加瀬主務に配置して補足的に用いるものということで管理説明から回答したものかなと思います。
1:24:45	それに合わせましてではその補足的に物として使わなくても、
1:24:52	自分で、すいません、
1:24:57	補足的なものなどでなくても良いという理解で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:01	いいでしょうかということで温情からコメントいただいておりますが、 それについてその通りですということで、管理説明からお答えしたものが かなと思います。
1:25:11	それでさらに補足的に用いることとしなくてよいとした理由な何かとい うことで規制庁様から、
1:25:19	ご質問いただきましてそれに関しては、管理施設の方で事故時で5m S vを超えないとしているので用いないこととしましたっていうふうにお 答えしたと思いますが、
1:25:28	いかがでしょうか。すいませんちょっと幾つかのコメントと回答をちょ っと連続して述べてしまいましたがお間違いないが、ご確認いただけま すと幸いです。
1:25:45	原子力機構北野でございますけれども、確かにこういうやりとりでござ いますけれども、先ほど金子さんとやりとりしました通りこのところ につきましては、
1:25:55	事故時対応指針のところと、こう合わせることによってこの回答にす べてなるかと考えますので、それでいかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:11	ちょっとすみません私はここのところのやり鳥居こんなやりとりしたっけて感じになってまして、これは補足的に用いなくて良いことにしたのか、ここで確かめ。
1:26:22	減災へ原子力災害対応に用いるというふうな整理にしたのでとかそういう回答じゃありませんでしたっけ。
1:26:33	はい。原子炉機構の北野でございますが。はい。では、今後はどういふふうにするのだというふうなすみ分けという意味で、原災法対応でもって使いますというふうにはしております。
1:26:47	わかりました。ここで事故時モニタリング指針と対応させちゃうと、今のような感じで、原災法の原子力災害の時に使うっていう話が出てこないで、
1:26:59	その減少災害時に用いる
1:27:02	データ整理ですっていう話は資料の中に入れていってください。
1:27:06	原子炉機構の北野でございます。承知いたしました。事故対応ですと確かに抜けてしまいますので、事故対応上は必要ないんですけどもモニタリング課は、用意しておきまして原災法対応として使うということがわかるような補足説明の資料といたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:27:22	はい。お願いします。すいません。補足説明がそこあれですね変更理由のところに、そこまでは書いた方がいいですね。
1:27:30	多分、大きなことですので、はい。わかりましたとりあえず入れといてください。はい、承知いたしました。
1:27:43	はい。ありがとうございます。
1:27:45	続きまして、整理した資料は可及的速やかに出すことということでご指示いただいたものかと思いますが、ただ遅くても、
1:27:59	明日の午前中までには規制庁様の方に提出するというので、
1:28:06	久米、ご指示いただきましてそれに関しては拝承という形。
1:28:11	それで、お答えさせていただいたものかと思いますが、いかがでしょうか。
1:28:25	はい規制庁OKです。
1:28:32	はい。ありがとうございます。続きまして固定モニタリング設備について、
1:28:40	その数の過不足に関する議論はあったかということですいませんご質問いただいたかと思いますが、それに関してはそのような議論はなくて、
1:28:55	等、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:56	またそういったそ、
1:29:00	赤瀬、その議論は管理室ではないんですがH T T Rの方であったかもしれないのでもしそういったものがあれば関する資料を規制庁殿にお出しするものということで、
1:29:12	管理設備から回答したと思いますが、いかがでしょうか。
1:29:48	大洗の方はこれで結構です。
1:29:53	はい、ありがとうございます。すいませんちょっと先ほどちょっとH Pの中村でございますけどH T T Rルーであったと思うんではなくて、管理施設ではなかったと、ある、あったとすればH T T Rではなかったかと思うんです。
1:30:12	はっきりとH T T Rだったということは今確認できてないといいますか私の記憶の中にはないので、
1:30:21	あったとすれば確かH T T Rじゃなかったかなというようなことで、申しました。
1:30:28	はい。喜多村部長ありありがとうございますそうしますとちょっとこの部分は、あるとすればH T T Rの方でそのようなことがあった。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:37	かもしれないっていうちょっと書きぶりちょっと今、修正させていただきましたので、
1:30:41	こちらで、こちらのようにしたいと思います。
1:30:45	規制庁金子です指摘の方の括弧書きのところはですね、ドーム、過去に移動モニタリングで保管したか、ここにあるのか。
1:30:55	移動モニタリングで保管した過去が、
1:30:59	あったかと思うので、それも含めて確認してくださいっていう。
1:31:12	原子力班の北本でございます。この部分につきましては、
1:31:18	旧基準では、土肥のモニタリングで保管するというような、
1:31:26	内容で、ちょっと申請書上の記載ぶりがそこまで書いてあったかというところでは定かではないんですけども、運用という意味では、移動モニタリング設備が、
1:31:37	固定モニタリング設備を補完するような形でやっておったというのがございますので、
1:31:43	そこを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:46	確認して資料に記載すればいいということになりますでしょうか。ちょっとそのところが、我々のその資料上の何ていうか、エビデンスとして該当するかどうかというところでちょっと
1:32:01	どのようにしたらいいのか、いや、確認が取れてないなという、今、認識でございます。以上です。過去にそういう話があったと思うので、その事実関係を確認してですね。
1:32:15	当時の資料があればそれを張りつけてもらえればいいし、ないんであればどういうことだったかっていう説明を、資料の中に入れて欲しいということなんですけども。
1:32:25	助教の久野喜多村でございます。そういたしますと、衛藤。
1:32:30	旧基準、新基準、新規制基準ではなくて、旧基準のときには、こうこうこういう固定モニタリング設備がこういう対応だったので、
1:32:40	その保管として井戸モニタリング設備を運用することにしておりまして というようなことが、
1:32:47	今やりとりしてなかったとしても我々のそれは運用方針ですのでそういう方針にしておりましてということ、資料中に記載すればよろしいという認識で合ってますでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:57	あってそれで、モニタリング、固定モニタリングができたので移動モニタリングは親子名になりましたとかそういうことであれば、そういった経緯的な話ですかね、書いといていただければと思います。
1:33:13	はい、機構の喜多村でございます承知いたしました。
1:33:20	はい。金子様喜多村部長ありがとうございます。では次の本内容に書くかは、確認に入らせていただきたいなと思います。
1:33:37	これはすいません資料2の中での2に記載について、ご指摘だったかなと思いますが、資料2のナンバー2のところ移動モニタリング設備の方ところジシュ
1:33:52	配備としているのはこれ実態とそごがあるということですので、
1:33:58	そ、変更の理由、理由のところの書きぶりを修正するようにコメントをいただいたものかと思いますが、お間違いないでしょうか。
1:34:09	規制庁金子です。ちょっと下の方も行ってみないとあれなんですけどおそらく、資料2ではなくて申請者のにある変更の理由の、
1:34:20	パートかと思うんですけどもイトウさんちょっと補足してもらいます。
1:34:27	機構の北浦でございますがはい私どもも、申請書上の変更の理由のところの期さいいの不適切というふうに認識しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:37	甲斐規制庁のイトウです申請書の変更理由のことを言っています。
1:34:44	もう少し機構の北野でございますけども少しやりとりのところ申しますと、私がこのような変更理由でしょうかということで、3. そのステップを
1:34:55	踏んだ答え方をしたときに、伊藤様からですね2点目のところが主体的にというようなことだったと思いますので、
1:35:04	そこのやりとりではなかったでしょうか。
1:35:29	はい。喜多村部長ありがとうございます。すいませんじゃ、ちょっと私の方では少しここはすいません、主期中に勘違いして申し訳ありませんです。ここ
1:35:41	申請書のところの自主配備のところに関して実態と合わせるように修正するということ。
1:35:49	対応の方は
1:35:53	定まったものかなと思いますが、
1:35:57	その言い方で問題ないでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:36:17	規制庁タツモトです。すいません時間も限られているので流してもらっていいですか何かあれば途中でコメントしますので、終わらない方も同じようお願いします。
1:36:30	はい、それではすいません。では、ゆっくりであります、何、スクロールさせていただきたいなと思います。
1:36:43	ごめんなさい説明はして欲しいんですけど1回1回聞かなくていいので、説明をしてってもらっていいですか。
1:36:52	はいでは、規制庁様コメントのところについてではちょっと、
1:37:00	どうぞ。はい。
1:37:07	はい。ではすいません少しではまた再度確認させていただきたいと思えます。すいませんちょっとこの行のところは先ほどの、
1:37:19	申請書の時配備のところについて実態についてどのような書きかけためとしたらどんな書きぶりになるかっていうところを、
1:37:29	ご質問いただいてそれに関しては
1:37:34	時差入り、
1:37:35	それで書きぶりを

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:38	お答えさせていただいたものかなと思います。続きましてすみせんち よっと余計な空欄が入ってますが、
1:37:46	ちょっとモニタリング設備で十分な能力があるような
1:37:52	変更理由になるのではないかとということで、コメントだったと思います がこれについては
1:38:01	そのようにわかるようにするというので、管理施設の方からお答えし たものかなと思います。すみせん、規制庁兼子です過ぎちゃったんで すけど、今、画面共有の上から2番目の、
1:38:14	かけ改めるとすれば、どのような書きぶりになるかの回答がちょっと違 っていて、
1:38:20	書くとすれば、意味合いとしては、背
1:38:23	うん。
1:38:27	既許可では、事故時に用いるとしているが、
1:38:32	その後の評価で不要と判断したため、
1:38:37	知事配備と。
1:38:39	変更することにしたってそういうことですかね。
1:38:46	機構の北野でございますはい。その通りでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:56	はい。ではすみませんとここはちょっとまた後で私の方でまたちょっと修正してちょっと管理施設の方と共有させていただきたいなと思います。
1:39:04	はいそれで結構です。
1:39:07	はい。どうも申し訳ありません。
1:39:08	では続きまして
1:39:11	どちらもできましたけど、
1:39:19	と、ここかな。
1:39:21	はい。
1:39:22	次さ、申請書の3ポツのところの変更理由について
1:39:27	適正に表せてないということで、F1というふうに竜巻のところについてこのなぜ、妥当であるかっていうところわかるように、記載するよ うにっていうことで、
1:39:41	記載しますということで管理施設からお答えしたものかと思いますが、 いかがでしょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:48	失礼しました。すいません。では次、そういう形で回答させていただいたのかなと思います。これ伊藤さんもちょっと補足して答え法人化書いてもらうように言ってもらえますか。
1:40:02	それはこちらの、このように該当しますっていうところをこの場でちょっと補足させて取得するというございましょうか。
1:40:11	すいません。規制庁の伊藤さん。
1:40:15	はい。
1:40:16	今の3ポツの変更理由のところこれちょっと大事なところなんで、
1:40:21	承知した包含されることがわかるように記載するだと、ちょっと後、
1:40:28	ベント面倒くさいことになるというのでちょっとここはこういうことを書いてって具体的に今言ってもらおうとか。
1:40:35	わかりました。
1:40:37	そうですね。
1:40:45	今のその変更理由ですとF2、対策によってなぜそのネジF1対策が包含されるのかという理由が明確ではないので、
1:40:56	例えばF1、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:41:00	台風、竜巻はF2よりも風速が下回るのでといった、趣旨の理由がわかる説明を
1:41:11	交えて変更理由を示して欲しいと。
1:41:14	ということです。
1:41:18	はい。原子力機構の喜多村でございます。はい。その大きな主旨は合っていると考えておりました、ただですね、な時、何をやるの。
1:41:29	F一位のがなくなったのかということにつきましては先ほどの回答にあります回答といいますか口頭で説明いたしましたけれども、
1:41:39	機能を損傷させないようにするのか、それとも機能を確保するのかというところの値が
1:41:50	が、今回、設計方針として書いておりますので、
1:41:54	それがあるので、
1:41:56	F1の評価がF2の評価に包含されても問題なくなったんだと、いうようなことがわかるような変更理由にさせていただきますというような回答だったと。
1:42:08	記憶しております。
1:42:10	以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:45	はい次行ってください。すいません。はい。では次に行きたいなと思います。次に添付書類1の経理的基礎について
1:42:56	コメントいただいたものかなと思ひまして
1:43:00	それについて停止にとも、停止に伴う工事について経理規則についてからどのように言えばいい、いいのですか、いいのかということ。
1:43:10	ここで、ご質問いただいて、
1:43:13	これについては大掛かりの工事にならないので資金の額には記載していないということでお答えしたかなと思ひます。
1:43:21	一方で処理場のように数十万の工事も計上してるところもあるのでそういった体質、大切なことを調べて、
1:43:33	どのような工事はその申請書に記載するかっていう判断基準みたいなものを、
1:43:37	機構の方からお答えするということでお答えさせていただいたものかと思ひ、思ひます。
1:43:46	あとすいません、一部ではありますがあとは
1:43:49	衛藤。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:52	その記載した工事については外注のものを記載して、P a y P a l に停止に係る工事に関しては構内での作業になりますのでこういったものは、機構職員の部品調達して職員の方で行う工事というものも、
1:44:06	お答えさせていただいたものかなと思います。
1:44:11	キタムラですけどもそういう意味では資金のところもですね、大掛かりな工事にならないので、大掛かりな工事にならず、内作で実施するので、
1:44:23	という、その内作でやるのでっていうところがポイントです。
1:44:33	それは工事計画も同じです。
1:44:48	すいません工事計画のところはもう先走って次のところまで行ってしまいました。すいません。機構の喜多村です。すいません。
1:44:56	規制庁タツモトです。はい次のことも含めて、こちら、確認してますけど、私たちの方としては申請に対する資金を確認したいっていうところで、
1:45:08	内作であろうと、外注であろうと関係なくて、どういうものに資金が必要なのかっていうところを確認。
1:45:16	するものだと思ってるんです。なので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:20	この大洗の整理がいいのかどうかというところは、各本部含めて、既 経理的基礎に何を掲げるのかという考え方を説明してくださいと願 いしているところです。
1:45:39	はい、承知しました。はい、ではそこについてもでは回答の方はその点 を留意して、
1:45:47	ご回答を用意するよう回答するにいたします。
1:45:57	続きまして
1:46:01	すいません使用停止の講師は設工認で行うということで行うことでし ょうかということでご質問いただきまして、
1:46:13	すいませんちょっとこちらのやりとりはちょっとそれで私メモやって、 回らなかったものですが
1:46:25	はい。
1:46:26	すいませんここはそうですねちょっと回答の書きぶりがちょっとおかし いですが設工認を行うということで、検討したものかなと思います。
1:46:39	次続きまして工事計画の新旧について、今回の
1:46:47	変化変更に関する工事計画なんな、工事計画については、
1:46:53	何ですかということコメントをいただいて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:57	鉄塔をすいませんここは今回の変更内容に係る工事、
1:47:01	工事計画の変更はないということで、回答させていただいたと思いま す。
1:47:12	すいません減少規制庁タツモトですけども工事工程の部分については今 回はそちらの考え方を確認させていただきました。それを踏まえて、本 申請だけではなくて届け出も含めて、どういう手続きが必要、いいのか っていうところは、こちらでも確認をするので、
1:47:29	今回国の確認からは飛ばしてもらっていいです。
1:47:35	はい、承知しました。では
1:47:40	一応このご質問コメント及び
1:47:45	機構からの回答の部分のところは少し好き省略省略できる。
1:47:51	いただきたいなと思います。
1:47:55	では
1:47:58	続きまして補正の備考欄のところすいません、適切な利用確保という ことでコメントいただいたものかと思いますがすいませんちょっとここ にちょっと私のちょっと、規制が間に合わなかったものでちょっと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:48:12	どの部分のところについてはちょっと切れてないのかと思います。ちょっと外です。移動モニタリングの新旧の部分の備考欄です。
1:48:24	これを新居の方、認識一緒でよろしいですか。
1:48:28	はい。機構の喜多村でございます。その認識でございます。移動モニタリングのところの削除に係る備考理由のところですね、そこ、その、
1:48:38	適正化といいますか、申請書の
1:48:42	変更理由に合わせた内容になるかと考えております。
1:48:46	はい。変更の理由のところをお願いします。
1:48:52	はい。ありがとうございます。
1:48:56	続きますして
1:48:59	衛藤。
1:49:01	外部火災が起きた場合において固定モニタリング設備が火災で生じた場合はどのような対応となるかということでご質問いただいたところこれはサーベイメーター等の代替設備で対応するということでお答えさせていただいたものかなと思います。
1:49:16	鳥栖で最後に、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:19	そのような記載については、申請書のどこにあるかっていうことでご質問 伺いたたいて、
1:49:25	あほ
1:49:27	本文に記載してるのは添付書類に記載してないっていうこと。
1:49:31	お答えさせていただいたものかなと思います。
1:49:36	この点についてはいかがでしょうか。
1:49:52	見城イトウさんコメントあります。
1:49:57	はい。特にはないです。本文に加えるなら本文には、
1:50:03	外部事象に対する大きな方針のみ記載しているんだと思います。
1:50:14	そういうことで、そういうことはやってなかったでしょう。
1:50:19	はい絶対確認しましたら終わりの方認識共有できたということによろし いですか。はい。最後のところ、添付書類には
1:50:31	管理施設は共用させするという観点から記載していないということかと 思いますので、
1:50:37	その点、イトウ様とは認識は一致してるかと思いますが、
1:50:44	他ございません。
1:50:45	はい、ありがとうございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:47	各本部に何か確認したいってありますか。
1:50:55	はい。本部大津オオツカです。私の方からは特にこれございません。
1:51:07	ではヒアリングは終了したいと思います。今日のコメントとして、江藤、そもそものこの
1:51:17	放射線のところの設計ですね、移動モニタリングを抜いた上での設計、それは事故時において、廃棄物管理施設の周辺なり、予想される放出経路においても、その放射線線上なり濃度っていうのが、
1:51:31	監視測定できる。
1:51:34	ていう、その設計方針について、どういうことをもってそう言い切れるのかっていうところの説明を求めているっていうものと、
1:51:44	今回、このお笑いの敷地には衛藤Hなり、ほかの炉があって、大洗管理だけではなくて、そのHでの審査経験なり実績っていうのがあるので、
1:51:56	そういうものも含めて、今回の大洗の固定だけの妥当性っていうものを説明したい、して欲しいっていうのが主だった内容、趣旨かと思えます。
1:52:06	なので、そういうことを含めて、補足説明資料の修正、
1:52:13	お願いします。それは、補足説明資料の修正っていうのは、資料の2、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:20	この修正、資料の1も含めてですかね資料1 資料2の修正、プラス資料2に入らないような詳細な説明、エビデンス的なものについては、別に資料をつけてもらって構わないので、
1:52:32	そういうことも含めて、説明をお願いします。すいません重複した発言なのでメモらなくていいですよ。
1:52:38	補足説明資料とは別に、補正の方、補正として反映すべき事項もあったかと思います。そこは補正の方針として示してください。
1:52:49	その資料提出については明日の午前中をお願いしています。明日の午前中の段階で、状況、
1:52:57	は、日一旦連絡を入れるようにお願いします。終わりの方はよろしいですか。はい。
1:53:06	はい。こちら新井です承知しました。
1:53:26	本日のヒアリングを終わらせていただきます。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。